

南国市食品加工業継続支援事業費補助金のお知らせ

食品衛生法の改正に伴い、漬物製造業や水産製品製造業等の食品加工業を継続するために営業許可の取得が必要となった事業者に対し、営業許可を取得するために必要な施設又は機器の整備に係る費用を支援します。

補助対象者及び補助の要件

- 令和3年5月31日以前から継続して
漬物製造業、水産製品製造業、複合型冷凍食品製造業、複合型そうざい製造業、
液卵製造業、食品小分け業の食品加工業を営む者であること。
- 南国市内に住所又は主たる事業所を有する者であること。
- 南国市内に所在する食品加工を行うための施設又は機器等の整備を行う者であること。
- 市税、県税等の滞納がないこと。
- 令和6年12月31日までに補助事業を完了させること。
- 補助事業の完了の日までに、補助事業を実施した施設又は機器等の利用者全員が
食品加工業の営業許可を受けること。

補助金額等

- 食品加工を行うために利用する施設又は機器の整備
【補 助 率】 3分の2以内
【補助限度額】 単独の場合 100万円
共同（複数人）の場合 200万円 ※いずれも下限10万円

補助対象経費

- 高知県食品衛生法施工条例第4条に規定する営業施設の基準を満たすために必要な
建物の建築又は改修費、構造物の整備又は改修費、備品購入費、消耗品費、原材料費
※消費税及び地方消費税は対象外

申請の流れ

相 談

市役所と保健所にお問い合わせください

補助金申請書類の提出

市役所に交付申請書類を提出してください
※内容を審査後、補助金交付決定通知書を交付します

事業の実施

補助金交付決定通知書を受けとった後、
改修工事の発注や物品の購入を行ってください

営業許可申請

保健所に営業許可申請を行い、営業許可を取得してください

補助金実績報告書類の提出

事業完了後、市役所に補助金実績報告書類を提出してください
※内容を審査後、補助金確定通知書を交付します

補助金交付請求書の提出

補助金確定通知書を受けとったら、市役所に交付請求書を提出し
てください ※内容を確認後、補助金を振込みます。



©南国市

問合せ・申請先

南国市農林水産課

〒783-8501 南国市大埴甲2301番地

電話：088-880-6559 FAX：088-880-6159